

令和4年2月7日

広島県健康福祉局障害者支援課課長 様
廿日市市障害福祉課課長 様

一般社団法人広島県手をつなぐ育成会
会長 金子 麻由美
廿日市市手をつなぐ育成会
会長 栗栖 俊 泰

廿日市市障害者施設で起こった虐待事件に関する要望書

平素より、貴台におかれましては、本会の活動にご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、1月27日、廿日市市の重症心身障害者の入所施設で、看護師7名が入所者12名に対してわいせつな発言をしたり、嘔吐した入所者を強く叱ったりするなどの虐待が繰り返されたと報道がありました。これは、高い専門性と職業倫理を有するはずの看護師がこのような虐待事件を起こしたとすれば、決して許されるものではありません。

さらに、これだけ多くの職員が関与していたにも関わらず、施設側は長期にわたって事態を黙認していたとされています。これは、法人としての管理責任を放棄したものであり、その責任を強く指摘せざるを得ません。被害に遭われた利用者、およびその保護者の皆様の無念を思うと、決して看過できない問題です。

平成24年に障害者虐待防止法が施行されて9年が経ちますが、神奈川県立津久井やまゆり園の事件はいうまでもなく、自分で訴えることのできない障害者に対する悪質な虐待が広島県でも発生したことは、とても残念でなりません。

私たち知的障害児者の親の会である広島県手をつなぐ育成会、虐待事件が生じた廿日市にある廿日市市手をつなぐ育成会といたしましては、二度とこのような卑劣な事件が繰り返されないよう、広島県と廿日市市に対し、下記のとおり要望いたします。

記

- 1 事件の徹底した事実確認と組織的な課題の洗い出しを行い、事実及び再発防止のための具体策を立案し、広島県手をつなぐ育成会及び県内の施設に公表して防止策を徹底するよう指導してください。
- 2 虐待を受けた方々の安全確保を最優先にし、心のケアに努めてください。具体的には、以下の対応を確実に行うよう、法人・施設に指導をお願いします。
 - (1) 虐待を行った職員がその後も同じ部署で勤務を続けることによって、虐待被害を受けた方々が不安や恐怖を感じ続けるような事態等を起こさないため、法人の就業規則等を踏まえた上で配属先を直接支援以外の部署に変更することや、事実関係が明らかになるまでの間出勤停止にする等の対応を行い、安心できる環境づくりに努めてください。

- (2) 虐待を受けた方々は、様々な心の傷を負っておられると推察されることから、公認心理師等を派遣して、心のケアに努めてください。
- 3 事件が起こった施設における今後の改善状況を継続的に確認・指導していくための具体的実行計画を立案して、内容を公表し確実に実行してください。
 - 4 今般の事件を踏まえ、これまで県で把握している虐待事件の発生要因を分析して、県として本年4月から義務化される支援者に対する障害者虐待防止研修を開催する際の「重点研修ポイント」を示してください。
 - 5 今回の通報者が内部関係者だった場合、その通報者は法に基づく通報義務を誠実に履行し、高く評価されるべきであることを踏まえ、絶対に人事考課等で不利益な扱いを受けることがないよう確実に県から指導してください。